

全国老人医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局総務課医療費適正化対策推進室説明資料》

平成19年2月19日

医療費適正化計画の策定に向けた今後の主なスケジュール

	糖尿病等に着目した健診・保健指導	平均在院日数の短縮、療養病床の再編成
18年 8月	○ 都道府県、保険者の準備作業の大枠について提示(国) ○ 各保険者団体を構成員とする検討会(保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会)を発足。(国)	○ 都道府県の準備作業の大枠について提示(国)
10～12月	各都道府県において、医療費適正化対策のための体制整備(都道府県) ・ 現在(1/30時点)、43都道府県において設置(うち1府6県において、知事、副知事をトップとする体制を整備)	
19年 3月	各保険者の特定健診・特定保健指導実施計画に関する基本指針案の提示(国)	○ 療養病床を有する医療機関の状況・意向を把握(都道府県)
4月	○ 各保険者において特定健診・特定保健指導の実施計画の作業開始	○ 「地域ケア整備指針(仮称)」の提示(国)(18年度中)
夏～秋	各都道府県の医療費適正化計画に関する基本方針案(特定健診等の受診率、療養病床の病床数等の参酌標準を含む。)、全国医療費適正化計画(案)の提示(国)	
	各都道府県が基本方針案に即して都道府県医療費適正化計画(案)を作成	
20年 4月	医療費適正化基本方針(国)、全国医療費適正化計画(国)、都道府県医療費適正化計画(都道府県)、特定健康診査・特定保健指導基本指針(国)、特定健診・特定保健指導実施計画(保険者)の施行	

療養病床の転換に係る支援措置について

医療療養病床を対象とした転換支援措置

- ※医療提供体制施設整備交付金（都道府県交付金）のメニュー項目の活用も含め対応（～平成19年度）
- ※医療療養病床を老人保健施設又は居住系サービス施設に転換するために要する費用を医療保険財源により助成（平成20年度～）

医療療養病床

介護療養病床

病床転換

老人保健施設

ケアハウス

有料老人ホーム等

グループホーム

在宅療養支援拠点

医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型

注：現行の療養病床のほかに、将来的な老人保健施設や居住系サービス等への転換を念頭に移行促進措置を設ける

療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

注：既存の建物をそのまま活用して老人保健施設に円滑に転換できるよう、6年間は1床当たり面積を6.4㎡（老人保健施設は8㎡）で可とするなど、経過的に施設基準を緩和

第4期の介護保険事業計画において病床の転換が円滑に行われるよう
参酌標準を見直し
（健保法改正法の附則で措置）

各都道府県の地域ケア整備構想の策定を支援（H19夏～秋頃目途）

注：第4期も含む地域での療養病床転換の方針を明確化。このため各都道府県は医療機関へのアンケート調査を実施

介護療養病床を対象とした転換支援措置

- ※市町村交付金による支援
- 介護療養型医療施設等の機能転換を促進

「地域ケア整備構想(仮称)」について

- ・療養病床は地域的偏在が大きいことから、地域の特性に応じた対応が必要です。
- ・そこで、将来の高齢化の状況を踏まえつつ、地域の状況に応じた転換を円滑に進めるため、各都道府県において「地域ケア整備構想」を平成19年夏～秋頃を目途に策定し、地域としての23年度末までの毎年度の対応方針を明らかにします。

〔地域ケア整備構想(仮称)のイメージ〕

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを施設・在宅の介護サービスに止まらず、住まいや在宅医療も含めて中長期・短期にわたって提示。

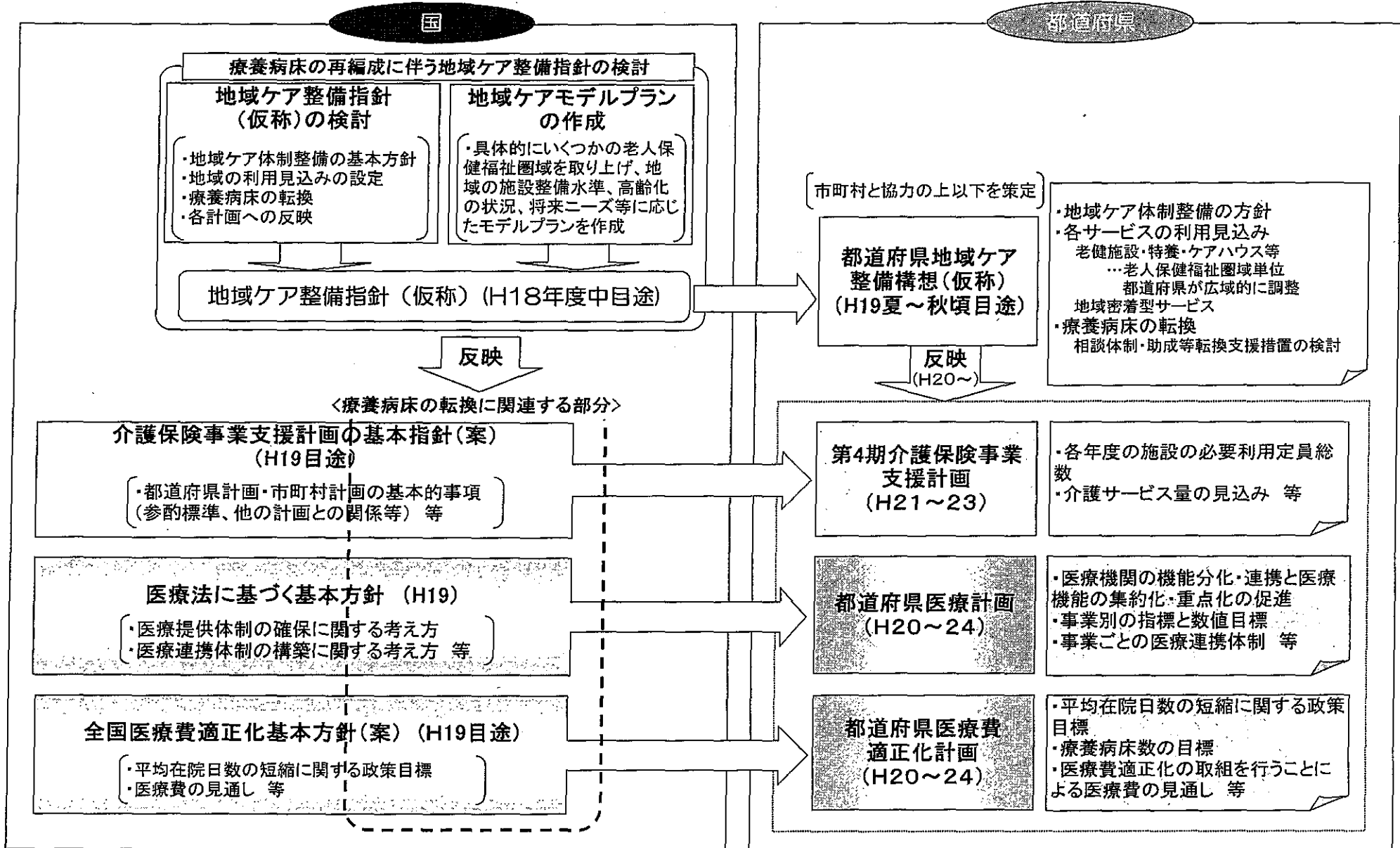
③ 療養病床の転換について

- 療養病床の年次別圏域別転換計画を提示

※都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定します。

※策定に当たっては市町村との連携を図ります。

地域ケア整備指針（仮称）と関係計画の位置付け（案）



都道府県

- ・地域ケア体制整備の方針
- ・各サービスの利用見込み
老健施設・特養・ケアハウス等
…老人保健福祉圏域単位
都道府県が広域的に調整
地域密着型サービス
- ・療養病床の転換
相談体制・助成等転換支援措置の検討

関連計画の策定スケジュール

	18年10月	19年3月	19年4月	19年夏～秋	20年4月
〔介護〕	療養病床アンケート調査の実施・集計・分析	地域ケア整備指針(国)の策定 第4期介護保険事業支援計画の参酌標準の基本的考え方の提示		地域ケア整備構想(都道府県)の策定	(21年4月)第4期介護保険事業支援計画の施行
〔医療費適正化〕		医療費適正化基本方針案の提示 全国医療費適正化計画(案)の提示		都道府県医療費適正化計画の策定	医療費適正化基本方針の施行 都道府県医療費適正化計画の施行 全国医療費適正化計画の施行
〔健康増進計画〕		健康増進法に基づく基本方針改正案の提示 都道府県健康増進計画改定ガイドライン確定版を提示		新しい都道府県健康増進計画の策定	新しい都道府県健康増進計画の施行
〔医療計画〕			改正医療法施行 医療法に基づく基本方針の施行	新しい都道府県医療計画の策定	新しい都道府県医療計画の施行

保険者による健診・保健指導の実施(平成20年度施行)

医療保険者に特定健診の実施を義務付け

対象者:40~74歳の医療保険加入者 約5,600万人

一定の基準に該当する者

対象者:約34%

・メタボリックシンドロームの該当者・予備群 1,960万人 等

医療保険者に特定保健指導の実施を義務付け

生活習慣病のリスク要因の減少

生活習慣病に起因する医療費の減少

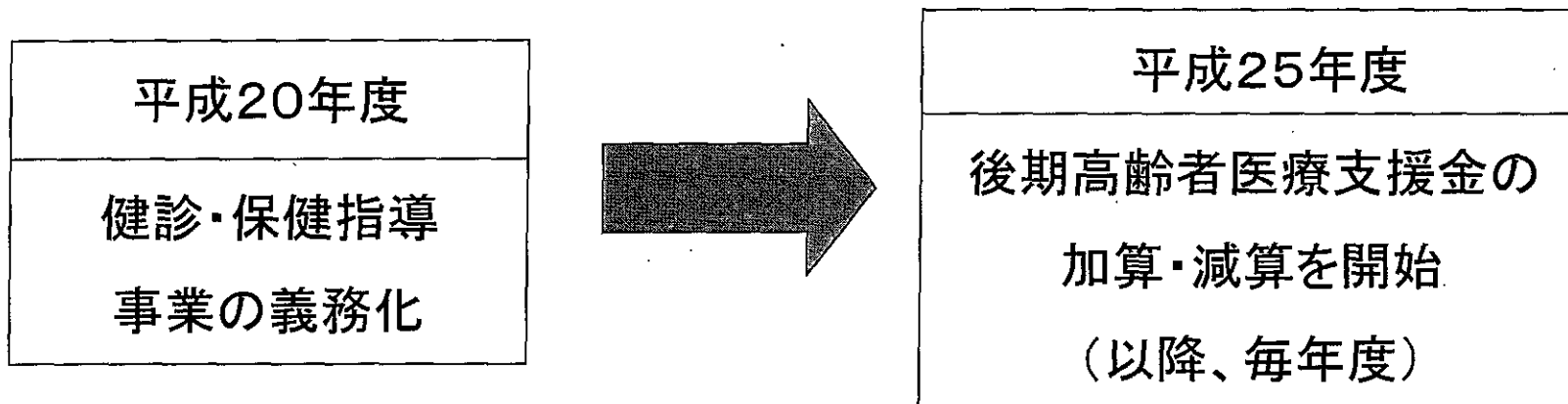
医療保険者による後期高齢者医療支援金の加算・減算

平成25年度より、後期高齢者医療支援金について、以下の項目の目標達成状況をもとに加算・減算

○項目

- ・特定健診の実施率(データ管理率)
- ・特定保健指導の実施率
- ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

医療保険者による後期高齢者医療支援金の加算・減算



⋮

<加算・減算の方法>

①目標の達成状況の数値化

○基となるデータ

- ・特定健診の実施率(データ管理率)
- ・特定保健指導の実施率
- ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

②各医療保険者間の数値を比較し、

高い保険者については後期高齢者医療支援金の減算、低い保険者については加算を行う。
医療保険者全体を通じた減算額と加算額は同額。

特定健診・特定保健指導内容や実施方策等に関する検討体制

「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」(座長:久道 茂)

○ 平成18年2月～

○ 本年度中にとりまとめ予定

- ・ 標準的な健診・保健指導プログラムの策定
(健診・保健指導の委託基準、人材育成体制の整備、
最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制整備、
健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析を含む) 等



連携



連携

「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」(座長:辻 一郎)

○ 平成18年8月～

○ 重要項目については、本年度中にとりまとめ予定

- ・ 被用者保険の被扶養者に対する健診・保健指導の実施体制
- ・ データ送受信・決済システムの確立
- ・ 特定健診・特定保健指導の評価方法 等



連携

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」(座長:和田 攻)

○ 平成18年10月～

○ 本年度中にとりまとめ予定

- ・ 労働安全衛生法における定期健康診断の健診項目の検討
- ・ 労働安全衛生法における保健指導の検討 等